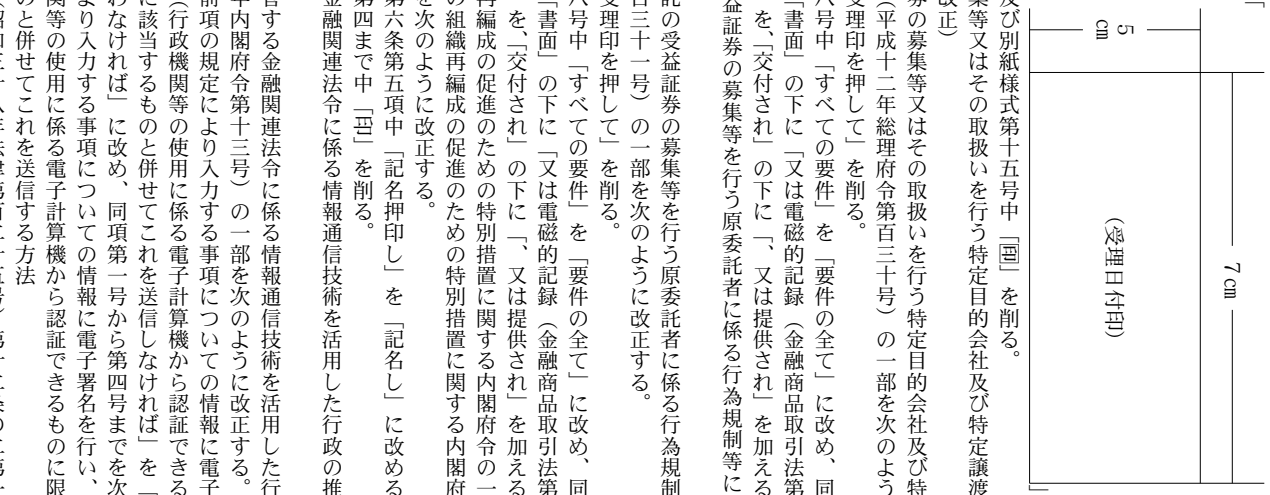
別紙様式第二号中



を削る。

別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号中「印」を削る。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受理印を押して」を削る。

第十九条第一項第八号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「補てんする」を「補塡する」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受理印を押して」を削る。

第十九条第一項第八号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「補てんする」を「補塡する」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第六条第五項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

様式第一から様式第四まで中「印」を削る。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければ」を「次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければ」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一　前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する方法

イ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ハ　金融庁長官が告示で定める電子証明書（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

二　識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法

三　識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法

四　識別符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、生体認証符号等を使用する方法

第五条第一項中「とは、前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第二項各号に掲げるものと併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう」を「は、次の各号に掲げる措置又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて送信すること。

二　前条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　前条第二項第三号の識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用すること。

四　前条第二項第四号の識別符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用すること。

第五条第二項中「とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は第九条第一項ただし書に規定する措置をいう」を「は、次の各号に掲げる措置又は第九条第一項ただし書に規定する措置とする」に改め、同項に次の二号を加える。

一　第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

二　識別符号及び暗証符号を処分通知等を行う行政機関等の使用に係る電子計算機から入力すること。

第五条第三項中「前条第二項各号」を「前条第二項第一号イからニまで」に改める。

第九条第一項中「当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第四条第二項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければ」を「次の各号のいずれかの方法により処分通知等を行わなければ」に改め、同項に次の二号を加える。

一　当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第四条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　識別符号及び暗証符号を処分通知等を行う行政機関等の使用に係る電子計算機から入力する方法

第九条第二項中「電子署名又は前項ただし書」を「前項各号又は同項ただし書」に改める。

第十条第一号中「識別番号及び暗証番号」を「識別符号及び暗証符号」に改め、同条第三号中「前二号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力並びに生体認証符号等の使用

三　第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力及び生体認証符号等の使用